

第 10 号議案 営農振興積立金規程の一部変更について

営農振興積立金規程の一部変更について、次のとおり承認を求める。

1. 主な変更理由

(1) 基金取崩関係（第 5 条）

平成 28 年 8 月に策定した統合基本構想においては、各 J A が積立を行ってきた営農振興積立金を「担い手基金」として活用して、担い手農業者に対して直接的な支援を行っていくという構想を打ち出していた。

現在の、営農振興積立金規程は取り崩しを想定していないことから、営農振興積立金規程の取り崩しを可能とするよう規程の変更を行う。

なお、担い手農業者への直接的な支援については、J A グループ高知担い手サポート連絡協議会が実施する県域企画応援事業に対して、資金を拠出することにより実施するものとする。

2. 新旧対照表

新	旧
<p>(取崩)</p> <p>第5条 この積立金は、<u>以下の場合に限り取り崩すことができるものとする。</u></p> <p>① <u>農業所得の増大・農業生産の拡大のために、理事会が認めた助成事業を行う場合は、理事会の決議により取り崩すことができる。</u> <u>ただし、単年に取り崩すことができる金額は、原則として5,000万円以内とする。</u></p> <p>② <u>農業振興等に係る予測しない事象が将来発生したときは、総会の決議を経て取り崩すことができる。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>附則 <u>この規程の変更は、令和元年6月27日から実施する</u></p>	<p>(取崩)</p> <p>第5条 この積立金は、<u>目標積立金額の財務収益を確保することを目的としているので、取崩しは行わない。ただし、農業振興等に係る予測しない事象が将来発生したときは、総会の決議を得て取崩すことができる。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>(新設)</p>